**景観形成基準によるチェックリスト【工作物】１／２**

措置状況(太枠内)について記入してください。

※項目の（Ｐ○○）は「山武市景観ガイドライン」記載されているページです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮状況(具体的内容、実施しない理由など) | | 確認 |
| 高さ・  配置  (P24) | 周辺のまちなみや自然との調和に配慮した高さ・配置とする。  （やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図る。） | □配慮した  □配慮しない  □括弧内措置  □該当なし |  |  |
| 主要道路や視点場からの眺望において、ランドマークとなる社寺や背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮する。  （やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図る。） | □配慮した  □配慮しない  □括弧内措置  □該当なし |  |  |
| 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、高台での設置を避けると共に、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退する。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 法面・  擁壁  (P26～27) | 法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施す。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |

**景観形成基準によるチェックリスト【工作物】２／２**

措置状況(太枠内)について記入してください。

※項目の（Ｐ○○）は「山武市景観ガイドライン」記載されているページです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮状況(具体的内容、実施しない理由など) | | 確認 |
| 色彩  (P25) | 原色の­­­使用は避けるなど、周辺環境と調和する色彩とする。  （木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩を除く。） | □配慮した  □配慮しない  □括弧内該当  □該当なし |  |  |
| 彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用する。  （木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩を除く。） | □配慮した  □配慮しない  □括弧内該当  □該当なし |  |  |
| 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とする。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |
| 外構・  緑化  (P25) | 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽等により緑化する。 | □配慮した  □配慮しない  □該当なし |  |  |